

## 資料編

### 酒々井町健康増進計画策定懇談会開催要綱

#### (趣旨)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する健康増進計画を策定するに当たり、外部の支店からの意見又は助言を求めため、酒々井町健康増進計画策定懇談会(以下、「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求め事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進計画に関する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の健康づくりに関すること。

#### (参加者)

第3条 町長は、次の掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 健康づくり及び町内の医療、健康団体に所属する者
- (3) 公募町民
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項の場合において、町長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めものとする。

#### (運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

#### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉課において処理をする。

#### (施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から執行し、健康増進計画が策定された日をもって効力を失う。

## 酒々井町健康増進計画懇談会名簿

	団体・職名	氏名
学識経験者	酒々井町三師会医師部会長	前田 幸輝
	酒々井町三師会歯科医師部会長	前田 英作
	酒々井町三師会薬剤師部会長	石井 美帆子
関係行政機関	印旛健康福祉センター 地域保健課長	篠崎 久美
	印旛農業事務所 企画振興課	奥原 敬佳
関係団体	酒々井町水仙クラブ連合会長	京増 恒
	民生委員児童委員協議会代表	木村 利美
	酒々井町健康推進員協議会長	寺本 恵美
	酒々井町校長会会長	猪鼻 慎二
公募による町民	一般公募	室谷 淑子
関係課	経済環境課長	芝野 芳弘
	学校教育課長	玉井 清人
	岩橋保育園長	小川 和子
	中央保育園長	京増 法子
	学校給食センター所長	増淵 和江
事務局	健康福祉課長	河島 幸弘
	副課長	高柳 貴久子
	副主幹	大竹 里子
	副主査	鈴木 牧絵
	主任歯科衛生士	大瀧 紀子

(順不同・敬称略)

### ■開催日程等

平成 30 年度 第 1 回酒々井町健康増進計画策定懇談会

日時:平成 30 年 11 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分～3 時

場所:酒々井町保健センター 集団指導室

平成 30 年度 第 2 回酒々井町健康増進計画策定懇談会

日時:平成 31(2019)年 2 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～3 時

場所:酒々井町保健センター 集団指導室

## 参考 法令抜粋

---

### ■健康増進法(抜粋)

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(都道府県健康増進計画等)

第八条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

### ■食育基本法(抜粋)

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

### ■自殺対策基本法

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。